

幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発

—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—

山中 秀馬*, 横松 友義**

(平成22年6月18日受付, 平成22年12月3日受理)

Developing a procedure to clarify the effective educational goals offered at kindergartens : An action research conducted in Seiwa Private Kindergarten

YAMANAKA Shuma *, YOKOMATSU Tomoyoshi **

This study is a curriculum management study for kindergarten education in Japan. The first purpose is to clarify the independent legal content restricting the kindergarten curriculum in Japan today. The second purpose is to develop a procedure to clarify the effective educational goals offered at the various kindergartens on the basis of the independent legal content.

The procedure, developed through an action research conducted in Seiwa Private Kindergarten, is as follows: (1) The staff representative identifies his/her effective educational goals on the basis of data collected from the kindergarten while receiving outside support; (2) The representative examines his/her goals from the viewpoint of the Basic Act on Education and the School Education Law and makes appropriate revisions while receiving outside support.

Key Words : a procedure to clarify the effective educational goals, an action research, a curriculum management study for kindergarten education

1. 幼稚園においてカリキュラム開発を推進するためのカリキュラムマネジメント研究の必要性

1) 幼稚園におけるカリキュラム開発において必要とされる条件整備

今日の幼稚園においては、幼稚園教育要領に従い、カリキュラムの構成→実施→評価→改善という一連の発展的営み、つまりカリキュラム開発を推進することが求められている。このカリキュラム開発を推進する上で、条件整備についての研究が必要であると考えられる。例えば、高野は、1989年以前の日本における教育課程改革の問題点について、次のように指摘している。「教育課程や授業の内容そのものの基準が改革され、また学校がそれに沿って改革の努力をしても、それだけでは、そもそも教育課程改革とはならなかった。それと同時に、その条件をも変える考え方を強く含む必要があったのだ」⁽¹⁾。つまり、高野は学校の教育課程ないしカリキュラムの改革が目指されても、条件整備が行われて初めて、現場での改革の実現がなされると述べているのである。この高野の考えに従うと、例えば、幼稚園教育要領の内容がどんなに改訂されても、それを実現するためのカリキュラム開発の過程で条件整備面が含まれない限り、改訂の意

図は実現されないということになる。これが幼稚園においてカリキュラム開発を推進する上で、条件整備面が必要とされる理由である。

2) 幼稚園におけるカリキュラムマネジメント研究の必要性

それでは、条件整備を行いながらカリキュラム開発を推進するためには、どのようなことが必要になるのだろうか。

前述の高野は次のように述べている。「教育内容・方法を改革するということは、同時に、その支えをなす条件（教育の経営条件）がいまどうであるかを科学的に捉え、また、その条件をどう改変するかということとワンセットをなすことなのである…その意味で、今日の教育課程改革論は、もはや単なる教育内容編成の改革論ではなく、その条件づくりをも含み、見通す『教育課程経営改革論』でなければ、有効性を発揮し得ないと思われる」ここで言われている『教育課程経営』とは…教育課程内容の計画=編成（P）→その実施=展開（D）→評価（S）を進めていく過程でなされる、さまざまな組織・運営上の条件づくり(条件整備)を意味している⁽²⁾。つまり、

* 岡山大学大学院教育学研究科学生 (Master program student of the Graduate School of Education, Okayama University)

** 岡山大学 (Okayama University)

高野は、教育内容だけでなく、条件整備面を含んで、P-D-Sのマネジメントサイクルを回す必要があると述べ、それを「教育課程経営」としたのである。

高野が教育課程経営の概念を打ち出した後、平成10(1998)年に出された中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」が発表された。この答申によって、教育行政の在り方の一部がトップダウンからボトムアップ式に変化し、学校の裁量権の拡大が生じ、各学校がどのように独自の学校経営を行い、特色を出していくかが重視され始めた。このことを、「教育課程基準(学習指導要領)の大綱化・弾力化と学校の自主性・自律性がワンセット」になった状況と捉え、その意味を込めたものとして、教育課程経営という用語の代わりに、「カリキュラムマネジメント」という用語を用いたのが中留⁽³⁾である。

中留⁽⁴⁾のカリキュラムマネジメントについての見解は、次のとおりである。「カリキュラムマネジメントをあえて定義づけるとすれば、それは『各学校が教育目標の達成のために、児童・生徒の発達に即した教育内容を諸条件とのかかわりにおいてとらえ直し、これを組織化し、動態化することによって一定の教育効果を生み出す経営活動である』ということになる」「この定義の文言である『組織化し、動態化する』というのは、教育目標達成のための教育内容を編成、実施、評価、改善(P-D-S-I)する一連の経営活動のプロセス(サイクル)を意味する。従ってこの場合、教育活動としての教育内容の系列と条件整備活動としての経営活動とをP-D-S-Iのマネジメントサイクルにおいて対応させながら目標(教育と経営の目標)を達成させ、そこに一定の教育活動と経営活動の効果とを生み出すこととなる」。つまり、カリキュラムマネジメントとは、学校改善を最終目的とし、P-D-S-Iというマネジメントサイクルで教育内容の系列と条件整備活動としての経営とを対応させながら、組織化・動態化し、当面の目標を達成することであるといえる。

なお、田村は、P-D-S-IサイクルとP-D-C(点検)-A(行動)サイクルは同義であり、実質的にはP-D-S-IのSの中にIの作業が含まれると述べている^(註1)。すなわち、P-D-S-I=P-D-C-A=P-D-Sであり、この三つは等しいといえる。

ここまでの考察から、教育課程改革の実現の上で、カリキュラムマネジメント研究は必要であるといえる。事実、2008年に発表された「幼稚園における学校評価ガイドライン」において、例えば、P-D-C-Aサイクルを回すことのように、マネジメント的な考え方が導入されるところまでは、構想されている。

2. 幼稚園におけるカリキュラムマネジメント及び保育目標明確化手順に関する先行研究の不在

幼稚園カリキュラムマネジメントの先行研究を調査するために、国立情報学研究所CiNiiと国立国会図書館のNDL-OPACとで、雑誌記事に関する検索を行った。しかし、幼稚園カリキュラムマネジメントの研究を見出すことはできなかった。

さらに、カリキュラムマネジメントのP(編成)段階において最初に重要となると考えられる保育目標の明確化手順に関する先行研究も調査したが、見いだすことはできなかった。参考として、保育園における保育目標明確化手順に関する先行研究も調査したが、該当するのは2件であった。一つは、後述する私立御南保育園でのアクション・リサーチによるものであり、今一つは、「取り組みの途中で」の紹介⁽⁵⁾であり、保育目標を明確化できる手順を開発するには至っていないものであった。

こうした現状の生じた原因の一つは、実際に効力のある保育目標を明確化しようとする努力が、重視されてこなかったことにあると考えられる。例えば、若月は、「実際の保育現場では保育目標に掲げている目標は単なる飾りで、絵に描いたもちになっているような場合が多い。また保育目標と保育内容の大きなズレもあるので、具体的な保育にいかせる保育目標の設定が必要である。」⁽⁶⁾と主張する。また、平成22年の日本保育学会大会で企画された幼稚園経営に関する自主シンポジウムでも⁽⁷⁾、「企画趣旨」において、報告者は、「目標管理的視点に立つ経営改善手法」が「幼稚園にはなじまないのではないか」という基本的立場を示した上で、その根拠の一つとして次のことをあげている。「幼稚園教育では成果指標や目標が抽象的に表現される傾向が強く、教育要領も大綱的で教科書もないため、目標管理に不可欠とされる活動目標の指標化が難しい。」この見解の前提である、幼稚園教育の成果指標や目標が抽象的に表現される傾向が強いことは、幼稚園教育目標を県レベルで調査した中野の論文⁽⁸⁾を見ても、また、筆者らの経験からも、理解できる。

しかし、今日の幼稚園において、実際に効力のある保育目標を明確化しようとする努力は必要であるし、そのこと自体は実現可能であると考えるのである。

3. 本研究の目的

先行研究の調査により、幼稚園カリキュラムマネジメントの研究が行われていない状況が明らかになった。そこで、本研究では、幼稚園カリキュラムマネジメント研究の第一歩として、幼稚園カリキュラムマネジメントのP段階にあたる保育目標の明確化手順を開発することを目指す。そのために、まず、幼稚園カリキュラム独自の法的規定を明らかにし、次に、その規定を押さえて、先

行関連研究を参考に幼稚園の保育目標明確化手順を開発することを、目的とする。

4. 幼稚園独自のカリキュラムマネジメントに関わる法的規定

1) 幼稚園カリキュラムマネジメントに関わる法的規定

(1) 教育基本法の規定

教育基本法によると、「人格の完成」が教育の目的であり、幼児期の教育の目的は、「人格形成の基礎を培う」ことである。人格の完成と人格形成の基礎の内容は、教育基本法では具体的に規定されていないので、その内容は各園で規定する必要があると考える^(注2)。

(2) 学校教育法第22・23条の規定

各園が保育目標を設定する際の法的規定について、幼稚園教育要領は「第1章」の「第1 幼稚園教育の基本」において次のように述べている。「幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」。ここから各園の保育目標は、学校教育法第22条に書かれている内容と整合性がなければならない。改めて、学校教育法第22条を見てみると次のように書かれている。「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。つまり、小学校以上の育ちにつながるために、人的物的条件の整備をし、幼児の心身の発達を助長することが必要であると述べている。

また、幼稚園教育要領の「第2 教育課程の編成」においては次のような規定がある。「幼稚園は…学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない」。同法第23条には、五つの項目があり、それぞれが幼稚園教育要領の、健康、人間関係、環境、言葉、表現に対応する内容になっている。ここから各園の保育目標には、この五つの目標内容と整合性がなければならない。各幼稚園では、目標設定の段階で、そのチェックを行う必要がある。

(3) 幼稚園教育要領に見られる法的規定

① 幼稚園教育要領の位置づけ

幼稚園教育要領の位置づけについて、幼稚園教育要領で書かれている箇所は「第2 教育課程の編成」である。ここに「幼稚園教育要領の示すところに従い」という文言があることから、幼稚園教育要領は幼稚園で行われる教育の最低基準として法的規定力があるといえる。つまり、幼稚園教育要領に書かれている内容は各園が実施しなければならないものである。

それでは、幼稚園教育要領の最低基準とは、幼稚園教育要領の内容だけを実施すればよいという意味なのであろうか。それとも、幼稚園教育要領の示す内容と整合性

があれば、幼稚園教育要領に書かれている内容以外のことを行ってもよいという意味なのであろうか。幼稚園教育要領では、「各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする」(傍点、執筆者ら)と述べられている。この点に関連して、幼稚園教育要領解説⁽⁹⁾において「地域や幼稚園の実態に応じて、幼稚園教育要領に示した内容に加えて教育課程を編成、実施することができるようにしている」(傍点、執筆者ら)と述べられている。つまり、最低限の基準である幼稚園教育要領の示す内容と整合性があるカリキュラムマネジメントを行えば、それに加えてその園独自の保育内容を実施してもよいということになる。

② 園独自の保育を行う際の法的規定

園独自の保育を行う際には、幼稚園教育要領の「第1章」の「第1 幼稚園教育の基本」に書かれている内容から逸脱してはならない。それは、「第2章 ねらい及び内容」に、「第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある」との文言があることから明らかである。つまり、各園は、独自の保育を行う場合には、「幼稚園教育の基本」の内容と整合している必要があるということである。

その「幼稚園教育の基本」は、次の3点に整理できる。

第1に、環境を通して教育が行われる必要がある。このことについて、幼稚園教育要領解説⁽¹⁰⁾は次のように説明している。「幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること」。ここから、各園が独自に保育内容を設定する際には、幼児が計画的に設定された環境に主体的にかかわる姿が見られる必要がある。つまり、独自の保育内容は幼児の主体性によってその展開が見られなければならないということになる。

第2に、遊びを通しての指導が中心になる必要がある。幼稚園教育要領解説⁽¹¹⁾は、遊びを通しての指導について、次のように述べている。「自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのである…したがって、幼稚園における教育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である」。ここから、自発的な活動が重視され、幼児が自分で活動を選択する保育が中心になる。ただし、あくまで中心になるのであって、指導形態が自由保育だけしか行えないということではない。例えば、設定保育などの指導形態は幼児の活動の枠が最初から規定されるが、その設定保育が

幼児の主体性を引き出すものであれば、問題はないといえる。

第3に、一人一人の発達の特性にに応じた指導が行われる必要がある。この点について、幼稚園教育要領解説⁽¹²⁾は「一人一人の発達の特性を生かした集団をつくり出すことを常に考えることが大切である」と述べている。ここから、独自の保育内容を設定するには個別配慮が必要であるといえる。

③総括

幼稚園教育要領に見られる法的規定を総括すると次のようになる。

まず、幼稚園教育要領は、法律上定められた最低基準として存在するが、その内容と整合性があれば、各幼稚園は、カリキュラムマネジメントにおいて、幼稚園教育要領に示された内容に加えて独自の保育内容を設定する自由が与えられている。

続いて、各幼稚園が、幼稚園教育要領に示された内容に加えて独自の保育内容を設定する場合、「第1章」の「第1 幼稚園教育の基本」に示されている内容と整合している必要がある。その内容は、次の3点である。第1に、環境が計画的に設定され、幼児がその環境に主体的に関わることが保障されていること。第2に、幼児がその保育内容を選択する自発性が特に重視されていること。第3に、幼児一人一人に対しての個別配慮が求められること。この3点と整合性があれば、カリキュラムマネジメントの過程で各園は独自の保育内容を採用することが認められるといえる。

2) 保育園保育課程のマネジメントに関する法的規定との相違点

(1) 保育課程のマネジメントにおける保育所保育指針の位置づけ

保育園保育課程のマネジメントに関する法的規定の内容を考察する。『保育所保育指針解説書』では、「序章」の「1. 改定の経緯」において、保育所保育指針の役割を次のように述べている。「保育所における保育は、本来的には、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況や地域の実情等を踏まえて行われるものであり、その内容については、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきです。その一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要です」⁽¹³⁾。つまり、保育園で最も優先されるべきなのは、各園の独自性や創意工夫であり、それを妨げない形で保育の質を全国共通で保障するための最低限の基準としての役割が、保育所保育指針にはある。保育所保育指針は、幼稚園教育要領のように園の保育が「従う」

ものではなく、「欠けている最低限のものを保障する」役割があるものである。

次に、厚生労働省が発表した「保育所における自己評価ガイドライン」の「自己評価の理念モデル」を見てみる。Pの「保育の計画（保育課程・指導計画）」→Dの「実践」→C1の「資源としての個々の経験の知→相互作用による可視化(言語化など)」→C2の「共有による組織の知へ転換・統合（協同的学び）の過程→構造化」→Aの「保育所保育指針に関連付けて特徴を明らかにする＝園が大切にしている価値と課題 自覚化・明確化・共有」→P。つまり、保育所保育指針は、A(改善)の段階で、各園の特徴を明らかにすると共に、欠けている最低限のものを明確にし保障するために、初めて用いられるのである。

(2) 保育課程のマネジメントにおいて教育基本法の観点から吟味する段階

それでは、保育園では、各園の独自性が第一義的に尊重されるという前提を踏まえて、教育基本法の観点からの保育目標の吟味は、どの段階で行う必要があるのだろうか。論理上は、P段階で必ず教育基本法の観点からのチェックを受けなければならないと考えることができるが、各園の独自性がまず第一義的に尊重されるということは、最初は教育基本法の縛りを無くして、まず各園が自由に保育課程のマネジメントをやるのが前提になっていると考えることもできる。その根拠は、上述した「保育所における自己評価ガイドライン」の考察から明らかである。よって、保育園では、教育基本法の観点からの吟味は必ず行わなくてはならないが、P段階とA段階のどちらの段階で吟味するかは、各園の裁量に任されているといえる。

3) 保育課程のマネジメントと比較した際の幼稚園カリキュラムマネジメントの法的規定の独自性

これまでの考察から、幼稚園カリキュラムマネジメントと保育園保育課程のマネジメントの法的規定の相違点を示すと、次のようになる。

幼稚園は、P段階で、教育基本法、学校教育法第22・23条、幼稚園教育要領のチェックを受けなければならない。

一方、保育園は、各園の独自性がまず第一義に尊重されることから、A段階までは、各園は教育基本法や保育所保育指針に縛られる必要はなく、保育課程のマネジメントを進めることができるといえる。教育基本法に関しては、必ずその観点からの吟味が行われなくてはならないが、A段階までにその観点からの吟味を行えばよく、P段階で吟味を行うかは各園の判断によることになる。また、保育所保育指針は、各園の独自性を明らかにすると共に、各園の保育に欠けている最低限ものを保障する

ために、A段階で初めて用いられる。

保育目標を明確化する段階に限定して言えば、幼稚園は、保育園の場合と違って、幼稚園教育要領の内容を踏まえつつ、必ず教育基本法と学校教育法第22・23条の観点から保育目標を吟味して、それらと整合するものにならなければならないといえるのである。

5. 実効のある保育目標明確化手順を開発するためのアクション・リサーチの計画

1) 参考になる先行関連研究の概観

幼稚園教育要領と保育所保育指針には整合性があり、幼稚園教育要領の保育目標に、保育所保育指針に示される保育目標の中の教育部分に対応している。したがって、保育園における教育面の保育目標の明確化手順は、幼稚園の保育目標明確化手順について参考になると考えられる。

そこで、幼稚園・保育園関係における唯一の保育目標明確化手順の開発を行った御南保育園を取り上げる。御南保育園(2009)⁽¹⁴⁾は、カリキュラム研究をしている外部支援者と協働し、保育の実際に対応し、かつ、職員に納得できる保育目標の明確化手順を開発している。その中の教育面の保育目標の明確化手順は、次のとおりである。

まず、外部支援者が実際の保育現場から収集した資料を基に、保育目標案を示している。収集した資料の内から見出す保育目標候補の条件として、次のことを挙げている。「育てることが必要であると何度も強調されている事がら。子どもに育てている力として強調されている力を育てる事がら。日常的に繰り返されている事がら。写真に記録されている事がら」。これらの条件の一つ以上を満たしているといえるものを保育目標案としている。

続いて、教育基本法の示す幼児教育の目的を、「人格完成へ至るための基礎」を培うことととらえ、よく知られており現在入手できる関連資料から、最初に、外部支援者が、そのとらえ方を示している。

その両者の資料について、園長・副園長に検討を依頼し、必要な修正を加え、教育基本法と関連する保育目標を明確にしている。この保育目標は、今後検討・発展させられる基になる保育目標とされ、その内容は園内で確認されている。

このように、御南保育園の教育面の保育目標の明確化手順は、外部支援者の協力を得ながら、まず保育現場の資料から、実際の保育に対応した保育目標案を導き出す。次に、その保育目標案を教育基本法の観点から吟味して、必要な修正を加え、園の代表者が納得できる保育目標を得た後、園内で確認する。対象は保育園であるが、この部分については、活用可能であると考えられる。

2) 本研究で追求する実効のある保育目標

本研究では、御南保育園が定義した「実効のある保育目標」を明確にすることにする。実効のある保育目標とは、「保育の実際に対応し、しかも、所属保育士に納得できる保育目標」⁽¹⁵⁾のことであり、御南保育園で求められたものである。これを求める理由は、カリキュラムマネジメントで重視されていることが、実施されているといえるからである。すなわち、内容間の系列確保として、教育基本法と実際の保育目標の整合性が図られており、条件整備として、外部と効果的な連携が推進されているからである。

3) アクション・リサーチの採用とリサーチ結果の解釈及び検討の観点

本研究は、アクション・リサーチの研究方法をとる。アクション・リサーチは特定の状況で特定の問題を解決するために用いる方法である。そのため、一般論としての妥当性を問題にしないが、数量的な資料と質的な資料の両方を取り入れることで複雑な要因をもつ現場の個別調査の妥当性を高めていこうとする立場である。リサーチ結果の分析に関しては、秋田⁽¹⁶⁾が整理しているように、「有効性」「実用性」「受容性」の3つの観点から行う。「有効性」とは問題解消に向けどれだけ効果があったかの観点であり、「実用性」とはコストパフォーマンス等からの観点のことである。「受容性」とは、場を共有する人々や類似場面にいる人が、受容するかの観点のことである。検討方法は「同じデータを分析したときにどの程度同じ結論にいたるかという内的な一貫性としての信頼性」の観点から行うことが重要である。そして、そのリサーチ成果は、場を共有する人や類似場面にいる人に活用されていくことで、より適用範囲の広い、より一般的な理論へと発展していくものである。

4) アクション・リサーチの実施される私立清和幼稚園の現状

本研究は、アクション・リサーチを研究方法として用いるので、リサーチ開始前の私立清和幼稚園の状況説明を行う必要がある。なお園名を公表することについては、園より了承されている。

清和幼稚園の園長は、その設立者である山中清秀の長男である山中倫雄の妻、悠紀子である。彼女は大学時代に心理学を専攻し、卒業後は富山県の病院に心理相談員として勤務し、結婚後、幼稚園教諭の資格を取得した。そして、昭和56年より、その心理学から得た知識と経験を基に保育者として保育実践を行い、園長となった現在も心理学の観点を清和幼稚園の保育に取り入れている。その彼女が、現在の保育目標「意欲のある子ども」を設定している。

現在、園長を務める山中悠紀子は清和幼稚園には次のような課題があると考えている。「園として力を入れている保育内容は存在するが、それと他の保育内容の関係性が明らかにされていない」「全体の保育内容に一貫するものがみえない」「人生の中で幼児期をとらえ直すと、『意欲のある子ども』という保育目標では子どもの育ちをとらえきれない部分があるのではないか」「若手の職員のより良い育成のために、口承だけでなく他の媒体を用いて園長の保育に対する考えを伝える方法はないのか」。

こういった課題が現れた要因と解決策について、彼女は次のように考察している。「(彼女が修めた範囲での)心理学の観点のみの教育に限界を感じている。現在抱えている課題を解決するためには、機能しているカリキュラムが必要である。つまり、その社会に固有の文化的背景や価値観を踏まえた上で、保育目標を練り上げ、それを園の教育内容に落とし込んでいく手法を学ぶ必要がある」。

そこで、実際に機能するカリキュラムを開発するために、カリキュラム開発を専門に研究している人物との協働が必要であると彼女は考えた。そして、保育園・幼稚園におけるカリキュラムマネジメントの研究者と出会い、協力を依頼することになった。

協力を依頼されたその研究者は、清和幼稚園のカリキュラム編成を御南保育園の研究を基に進めていくことを園長に提案した。その際、園長は御南保育園の教育基本法の捉え方が「人生の中の幼児期」という視点からなされていること、完成された御南保育園の保育課程には保育目標を基に一貫性があることなどを確認した。ここから、園長は御南保育園の研究を基にカリキュラム編成を行えば、清和幼稚園の抱える課題を解決できると考え、アクション・リサーチは開始された。

5) 計画の概要

幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順を開発するための計画は、次の通りである。幼稚園における実効のある保育目標については、園の資料を収集し、その資料から保育目標案を設定した後、教育基本法、学校教育法第22・23条を背景にし、その観点から保育目標案を批判的に検討することを通して評価し、必要なら修正を加えて明確化する。その際、清和幼稚園の経営方針では、保育目標の妥当性を決定するのは園長であるので、園長の承認によって実効のある保育目標を確定する。なお、この計画を立てるにあたっては、御南保育園(2009)の研究「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園文化創造アドバイザーの支援に関する考察」⁽¹⁷⁾に示されているものを基に作成している。

なお、執筆者2名は共に、外部支援者である。第1執

筆者は、園長の関係者であり、本研究を構想、推進する。第2執筆者は、前述のカリキュラムマネジメント研究者であり、本アクション・リサーチが円滑に進むための援助を行う。

6) 計画の実施の概要

(1) 実効のある保育目標を明確にするための資料収集の方法と収集期間

保育の実際に対応した保育目標を得るための収集資料は、園のカリキュラムと保育実践記録(保育実践の映像も含める)、保育実践に関する聞き取り内容、園長が月一回朝日エリアコムで連載していたコラムの原本の一部。そして、園長と第2執筆者及び第1執筆者が、園の保育目標及びその保育目標を達成するための保育の理論的枠組みについて語り合っている内容をICレコーダーに記録したもの。また、保育目標に園長が納得できるために、教育基本法の「幼児期の教育」の規定について理解を深める資料を収集した。同法で、幼児期の教育とは、「教育の目的」である「人格の完成」へ至るための「人格形成の基礎を培う」ことであることを踏まえ、人格完成へ至る過程と人格完成へ至るための基礎についての理解を深めるための資料を、現在購入でき、一般によく知られていると考えられるものに範囲を限定して収集した。資料収集期間は、2009年6月から2010年3月にかけてである。

(2) 実効のある保育目標の考え方の明確化手順

まず、保育実践に関する収集資料から保育目標案を書き出した。なお、保育目標案については、収集資料の内から次の条件を満たすものを該当するものとしている。育てることが必要であると何度も強調されている事から。子どもに育っている力として強調されている力を育てる事から。日常的に繰り返されている事から。映像に記録されている事から。これらの条件の一つ以上を満たしているといえるものを保育目標案とした。

この作業は、第1執筆者がまず収集資料から保育目標案を設定し、園長と協議を行い、最終的に園長が妥当と判断した時点で、終了とした。

収集資料から保育目標案が設定された後、教育基本法の幼児教育の規定から、その目標を批判的に検討し、修正した。つまり、「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」の観点から、仮の保育目標に欠けている所を明らかにし、修正した。「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」は、御南保育園の実効のある保育目標の考え方を明確にする際に、教育基本法の幼児教育の規定について協議するために考案されたものである。本リサーチでもその内容を基に、教育基本法における幼児教育の規定と保育目標の整合性を確保したいと考えた。その理由は、御南保育園

の教育基本法の解釈である「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」の元資料を読んだ上で、この内容が理解しやすかったことと、執筆者らが清和幼稚園へ頻繁に通うのは容易でなく、すでにできあがっているものを用いるので、実用的であったからである。

この作業は、清和幼稚園の園長が、教育基本法の解釈から見て清和幼稚園の保育目標が妥当であると最終的に判断するまで行った。その際の第1執筆者の役割は、園長と共に保育目標に欠けている所を明らかにし、教育基本法と保育目標の整合性を確保することである。

教育基本法の解釈を基に、保育目標案を批判的に見る作業が終了した後、学校教育法第22・23条の観点から、保育目標案を批判的に検討し、修正した。その際の第1執筆者の役割は、園長と共に学校教育法第22・23条の法的規定を基に、学校教育法と保育目標の整合性を確保することである。

なお、第2執筆者は、保育目標を明確化する作業の全ての段階において、第1執筆者と園長の作業が円滑に進むように、その過程で課題が生じた場合、アドバイスなどの援助を行った。

6. 清和幼稚園における実効のある保育目標の明確化過程

1) 保育目標案の明確化

保育実践に関する収集資料から作成された保育目標案は次の通りである。なお、【 】内は根拠となる資料である。

- ・ 人として自立した生活を営むために、基本的な生活習慣や生活リズムを身に付ける。【衣服の着脱、手の洗い方、排便など基本的な生活習慣に関する保育内容。園長が平成19年1月15日に朝日エリアコムの記事で生活リズムについて述べている内容。】
- ・ 身体を目いっぱい使って活動することを通して、体力や気力を養う。【子どもたちが運動遊びをしている映像。】
- ・ 自然事象や美しいものに触れることによって五感を開く(「五感を開く」とは、五官で世界に触れて感じることを繰り返す中で、五感をより豊かなものにしていくという意味である [執筆者補足説明])。【畑で野菜を栽培し、それを食べたり家庭へ持ち帰る活動。毎日気温を測って温度の変化を表すグラフを子どもたちに見せ、気温の移り変わりを子どもたちに感じてもらう活動。作法の時間に身に付ける美しい動き。】
- ・ 美しいものや感動したものを表現しようとする意欲を養う。【作法の時間に身につけたお辞儀の仕方を、日常生活でも行っている。】
- ・ 他人の気持ちや考えを尊重する心や態度を養う。【礼儀としての朝のあいさつ活動の重視。朝日エリ

アコム平成19年10月15日の記事で、園長が「人の優しさや思いやりは人が生きる上での大きな支え」と述べている。】

- ・ 日本の伝統的な文化に親しむ心を養う。【作法の時間を通して畳のへりや襖、障子の敷居を踏まないように注意することを子どもたちは学び、進んで自分たちの生活の中で実践している。朝日エリアコム平成20年1月21日、平成21年1月21日の記事で、園長は生活様式を子どもたちに伝えることの重要性について述べている。】

2) 教育基本法の観点からの保育目標案の検討

(1) 保育の目的のとりえ方

教育基本法の「教育の目的」と「幼児期の教育」の規定により、「保育の目的は、人格完成へ至るための基礎を培うことである」ととらえる。

(2) 「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」の内容

「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」の考え方の概要を示す。元資料には、エリック・エリクソン、孔子、ジョアン・エリクソンの見解の解説・解釈がある。これらの人物の考え方に注目する理由は、人格の完成についての一般的なとりえ方⁽¹⁸⁾を背景にして、次のように示されている。「教育基本法は、生涯学習を理念としているので、教育の目的としての人格完成は老年期に実現すると想定する。そして、この人格完成を、一人ひとりの人間がもつ諸能力・諸特性を最大限かつ調和的に発展させるという一般的なとりえ方で理解した場合、こうした理想の人間は、人生の発達課題を当然達成しているし、これまで理想的な成熟の仕方として言われてきたことも当然達成しているであろうと想定する(注番号は省略)」⁽¹⁹⁾。つまり、人格完成へ至るための必要条件を示すものとして、これらの人物の考え方が注目されている。

エリック・エリクソン⁽²⁰⁾の見解と津守真⁽²¹⁾によるそのとりえ方から次のような理解が述べられている。「生涯発達の過程で身につけていく徳(『社会と個人を支える、生命性をもった精神の力』)についての津守のとりえ方は次のとおりと考えられる。希望(乳児期)→意志(幼児前期)→目的意識(幼児後期)→有能性(児童期)→所属集団への忠誠(青年前期)→愛(青年後期)→育てる(壮年期)→知恵(老年期)」⁽²²⁾。

30歳から70歳にかけての自らの発達を語った孔子の言葉⁽²³⁾から次のような理解が述べられている。「社会的に自立する→かなり普遍的なものを身につけ、平常心で生きることができる→状況の求めを理解し、分に応じて役割を果たすことができる→人の話が聞ける→思うままに行動していきすぎがない。」⁽²⁴⁾。

最後に、ジョアン・エリクソン⁽²⁵⁾の考え方から、老年期に「絶望」に至らないために必要な四つの項目と、「絶望」に至らないための四つの必要な生き方・特性を実現する上で、乳幼児期において必要な保育についても考察し、「人格完成に至るための基礎」を培うこととして示している。「①心身の健康を維持する。(自分の健康管理ができ、体力・気力のある人間に育てる。)②できるだけ他に依存せず、他に与えることを生き方の基本にする。(自分で自分の健全な生活を作り、他のための活動をする人間に育てる。周りの大人がそうした生き方をしておく。)③謙虚さ。(他に生かされている感覚、他に気づかせていただいているという感覚[感謝につながる感覚]を育てる。周りの大人がそうした感覚を持って生きていく。)④美しい物への感性とそれを表現しようとする心。(美しい物や素晴らしい物や驚くような物に心を動かす感性を育てる。それを表現する人に育てる)」⁽²⁶⁾。

(3) 保育目標案の修正

保育実践に関する収集資料から設定した保育目標案を、以上の観点から批判的に検討した結果、ジョアン・エリクソンの記述内容から示唆された乳幼児期において必要な保育の四つの項目から、「③謙虚さ。(他に生かされている感覚、他に気づかせていただいているという感覚[感謝につながる感覚]を育てる。周りの大人がそうした感覚を持って生きていく。」が欠けていることが明らかになった。そこで、清和幼稚園で、③の内容にあたる保育内容が行われているのかを収集資料から探したり、園長と第1執筆者で話しあったりした。その結果、食事の際の「いただきます」の言葉がそれにあたると考えた。「いただきます」の言葉の意味を、園長は「生命をいただく」ととらえており、以前から、保育現場で実践されていた。よって、次の保育目標案が、新たに付け加えられた。

- ・ 他の生物の命を頂くことによって、自分の命が維持されていることに感謝する心を養う。

また、「④美しい物への感性とそれを表現しようとする心。(美しい物や素晴らしい物や驚くような物に心を動かす感性を育てる。それを表現する人に育てる。)」に対応した保育目標案(「自然事象や美しいものに触れることによって五感を開く。」「美しいものや感動したものを表現しようとする意欲を養う。」)はあるが、その根拠となっている実践の内容が弱いのではないかという第2執筆者からの指摘があった。よって、園長との協議の結果、園外に散歩に出かける際に、自然の変化や美しい物を見つけていくことや、芸術表現に関わる保育内容の強化を図ることが必要であるという意見に達した。

3) 学校教育法第22条の観点からの保育目標案の検討

各幼稚園は、学校教育法第22条を基に保育目標を設定

する必要があるが、そこに書かれている内容は、幼稚園では一般的に基本として常に意識されていることである。よって、学校教育法第22条の観点からの批判的検討は行わなかった。

4) 学校教育法第23条からの保育目標案の検討

学校教育法第23条から保育目標案の批判的検討を行った結果、「五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと」の内容が、保育目標案では弱いことが明らかになった。これは、教育基本法の観点から保育目標案を批判的に検討する段階で、第2執筆者に指摘された箇所と同一である。前述の対策が必要であることを、再確認した。

5) 現時点で明確にされた実効のある保育目標

上述の過程を経て、明確にされた実効のある保育目標は次の通りである。

- イ) 人として自立した生活を営むために、基本的な生活習慣や生活リズムを身に付ける。
- ロ) 身体を目いっぱい使って活動することを通して、体力や気力を養う。
- ハ) 自然事象や美しいものに触れることによって五感を開く。
- ニ) 美しいものや感動したものを表現しようとする意欲を養う。
- ホ) 他人の気持ちや考えを尊重する心や態度を養う。
- ヘ) 日本の伝統的な文化に親しむ心を養う。
- ト) 他の生物の命を頂くことによって、自分の命が維持されていることに感謝する心を養う。

7. 総括的考察と今後の課題

本リサーチで、園長が二人の外部支援者と協働し、幼稚園における実効のある保育目標を明確化した手順は、次の通りである。まず、保育実践に関する資料を収集し、保育目標案を作成する。次に、教育基本法における幼児教育の規定を理解するための資料を収集する。本リサーチでは、御南保育園で使用された「人格完成に至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」と、そこであげられている考え方の元資料を採用した。理由は、理解しやすく、かつ、すでにできあがっているものなので、実用的であるからである。その上で、教育基本法における幼児期の教育の規定の解釈に基づき保育目標案を検討、修正する段階に入る。さらに、学校教育法第22・23条の観点から保育目標案を検討、修正していく。最終的に、保育目標案を検討・修正を続けて、園長が妥当と判断できた段階のものを、現時点での実効のある保育目標とする。

本リサーチは、実効のある保育目標とその妥当性を、

園長が得る上で有効な手順を開発した。次の段階として、今回設定した保育目標を職員が理解したり、発展させたりするための手順を明確化することが必要である。

続いて、本アクション・リサーチの限定性について考察する。

第1に、本リサーチが実施された清和幼稚園は、私立である。この点について、本リサーチを行う上で参考になっている私立御南保育園は次のように述べている。「私立の場合、創立の精神とか創立時の基本的考え方とかがあり、そこから実効のある保育目標が導き出される傾向が、公立園より強いと考えられる。また、そうした形で保育目標が明確にされた場合、その保育目標に基づく保育を展開しようとする傾向も公立園より強いと考えられる。さらに、人事異動で管理職が替わっていくことが前提の公立園より、実効のある保育目標を明確にした場合に、それらを継続・発展させようとする傾向が強いと考えられる」⁽²⁷⁾。この考え方のように、本リサーチの成果は、まずは私立幼稚園に範囲を限定して適用していくことが、妥当であるといえる。

第2に、清和幼稚園の場合、園長が自身の保育に関する考え方を明文化していた。園長の考え方を基に実効のある保育目標を設定するためには、園長が明確な保育に関する考え方を有している必要がある。園長がそれを有していないと、実効のある保育目標を明確化する作業は、難しくなるであろう。

第3に、本リサーチでは、幼稚園における保育目標明確化手順を開発するために、保育目標案を教育基本法の解釈の観点と学校教育法第22・23条の観点から検討している。このことは、教育の目的が人格の完成であり、幼児期の教育の目的は人格形成の基礎を培うという考え方が一般的に理解されているということから、また、幼稚園教育要領に、各園は関連法規に従うことが求められていることから、妥当な方法であると考えられる。

しかし、その検討の仕方については、別の仕方もあると考えられる。本リサーチで採用した方法には、御南保育園⁽²⁸⁾と同じように次の規定がある。「人格完成を、一人ひとりの人間がもつ諸能力・諸特性を可能な限り調和的に発展させるという一般的なとらえ方で理解した上で、こうした理想の人間では、人生の発達課題は当然達成しているし、これまで理想的な成熟の仕方として言われてきたものも当然達成しているであろう」。つまり、「人格完成へ至る過程及び人格完成へ至るための基礎について」で示されている内容は、「人格完成へ至る過程の必要条件」と考えられる。また本リサーチは、御南保育園でのアクション・リサーチでの解釈が提示されているので、資料の購入が容易で、知りやすい物であるとしても、それは、御南保育園の教育基本法の解釈の仕方が出発点になっていることには変わりはない。本リサーチで

は、執筆者らが現場と行き来する時間という実用性の観点と、園長が納得できるという受容性の観点から採用したが、対象園の実態に即した、より適切な方法も開発できると考える。

最後に、この手順を公立幼稚園で適用する場合の課題について考察する。

園長の保育に対する考え方が明確になっている必要がある。これがなければ、本リサーチのように御南保育園の教育基本法の解釈を採用するか否かが決められない。また、御南保育園の教育基本法の解釈を採用せずに、独自に教育基本法の解釈をしようとする場合でも、園長の保育に対する考え方が明確になっていなければ、教育基本法の独自の解釈を生み出すことは難しいと考える。

また、公立園のように管理職の人事異動が頻繁に行われると、管理職によって保育目標が変わり、一貫した取り組みが行われにくくなる恐れがある。一貫した取り組みが継続される工夫が必要である。

これらの課題が解消できれば、本リサーチの成果は、私立だけではなく、公立の幼稚園にも適用され、より一般的なものに発展していくと考える。

—注—

- 1 田村は、Sの中にIが含まれることと、P-D-S-Iサイクルと、P-D-C-Aサイクルは同義であることについて、『カリキュラムマネジメントが学校を変える』(中留武昭, 田村知子, 学事出版, pp.42-43, p.50, 2004)の中で、論じている。
- 2 教育基本法に「人格の完成」の具体的な内容が書かれていないことと、それを保育者がどのように考えればよいのかということについては、横松友義, 渡邊祐三「各保育園におけるこれからの保育課程開発のための園文化創造アドバイザーの支援に関する考察」(『岡山大学大学院教育学研究科研究論集』141, p.31, 2009)の中で、論じられている。

—文献—

- (1) 高野桂一『高野桂一教授退官記念 教育課程経営の理論と実際—新教育課程基準をふまえて—』教育開発研究所, p. i, 1989
- (2) 高野桂一, 前掲書(1), pp. ii - 7
- (3) 中留武昭「まえがき」中留武昭編著『カリキュラムマネジメントの定着過程』教育開発研究所, pp. iii - iv, 2005
- (4) 中留武昭「序章 特色あるカリキュラムマネジメントとは何か」, 前掲書(注1), p.11
- (5) 鈴木千代子「保育目標(どんな子どもに育てたいのか)の合意に向けて—『週だより』の取り組みから—」『季刊保育問題研究』212, pp.219-222, 2005

- (6) 若月芳浩「園の保育目標」森上史朗・柏女靈峰編『保育用語辞典〔第5版〕』ミネルヴァ書房, p.158, 2009
- (7) 岡田美紀企画 山下晃一司会 武井敦史・大野裕己・柏木智子・岡田美紀話題提供 日本保育学会第63回大会自主シンポジウム「豊かな成長をはぐくむ幼稚園経営とは」『日本保育学会第63回大会発表要旨集』, p.(117), 2010
- (8) 中野啓明「新潟県内における幼稚園の教育目標
(1)」『新潟青陵女子短期大学研究報告』23, pp.25-35, 1993
中野啓明「新潟県内における幼稚園の教育目標
(2)」『新潟青陵大学紀要』2, pp.47-55, 2002
- (9) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, p.68, 2008
- (10) 文部科学省, 前掲書(9), p.25
- (11) 文部科学省, 前掲書(9), p.32
- (12) 文部科学省, 前掲書(9), p.37
- (13) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館, p.8, 2008
- (14) 横松友義, 渡邊祐三, 前掲書(注2), pp.29-42
- (15) 渡邊祐三, 横松友義「実効のある保育目標を保護者に説明する手順の開発ー私立御南保育園でのアクション・リサーチー」『家庭教育研究』15, p.45, 2010
- (16) 秋田喜代美「学校でのアクション・リサーチ 学校との協働生成的研究」秋田喜代美, 恒吉僚子, 佐藤学編『教育研究のメソドロジー 学校参加型マインドへのいざない』東京大学出版会, pp.163-183, 2005
- (17) 横松友義, 渡邊祐三, 前掲書(注2), pp.29-42
- (18) 田中壮一郎監修 教育基本法研究会編著『逐条解説 改正教育基本法』第一法規, 2007
坂田仰『新教育基本法〈全文と解説〉』教育開発研究所, 2007
- (19) 横松友義, 渡邊祐三, 前掲書(注2), p.31
- (20) E. H. エリクソン 仁科弥生訳『幼児期と社会1』みすず書房, 1977
- (21) 津守真『保育者の地平』ミネルヴァ書房, pp.272-274, 1997
- (22) 横松友義, 渡邊祐三, 前掲書(注2), p.35
- (23) 貝塚茂樹責任編集『世界の名著3 孔子と孟子』中央公論社, pp.74-76, 1966
- (24) 横松友義, 渡邊祐三, 前掲書(注2), p.35
- (25) E. H. エリクソン, J. M. エリクソン 村瀬孝雄, 近藤邦夫訳『ライフサイクル, その完結〈増補版〉』みすず書房, 2001
- (26) 渡邊祐三, 横松友義, 前掲書(注2), p.35
- (27) 渡邊祐三, 横松友義, 前掲書(15), p.53
- (28) 渡邊祐三, 横松友義, 前掲書(15), p.54